

令和 5 年度

定期監査(前期)報告書

長野市監査委員

5 監査第78号
令和 5 年 9 月 28 日

長野市長
荻原 健 司 様

長野市監査委員	西 島	勉
同	榑 原	剛
同	小 泉	栄 正
同	西 沢	利 一

定期監査（前期）の結果報告について

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に規定する、令和 5 年度定期監査（前期）の結果に関する報告を同条第 9 項の規定により提出します。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づいた定期監査と位置付け、令和5年4月7日から9月21日までの間、長野市監査基準に準拠して監査を実施した。

第2 監査の対象

監査の対象及び審査期間は次表のとおりである。監査の範囲は令和4年度及び5年度における財務に関する事務及びその他の事務とした。

監 査 の 対 象	審 査 期 間
地域・市民生活部 川中島支所 浅川支所 大豆島支所 若槻支所 長沼支所 安茂里支所 小田切支所 豊野支所 こども未来部 長沼保育園 七二会保育園 信州新町保育園 なかじょう保育園 教育委員会 城山公民館 小田切交流センター 山王小学校 松ヶ丘小学校 信更小学校 大岡小学校 信州新町小学校 中条小学校 裾花中学校 七二会中学校 大岡中学校 信州新町中学校 中条中学校	令和5年4月7日から 9月21日まで

第3 監査の着眼点（評価項目）

全国都市監査委員会 実務ガイドライン「監査等の着眼点」を基本とし、主な着眼点は次のとおりとした。

1 現金の取扱いについて

- (1) 収納金は適正に保管されているか。私金と混同していないか。
- (2) 収納金は遅滞なく金融機関へ払い込まれているか。
- (3) 領収印の保管及び取扱いは適正に行われているか。
- (4) 釣銭の金額、取扱い、保管は適正に行われているか。

2 収入事務について

- (1) 調定額の算定は適正か。計算に誤りはないか。
- (2) 調定の時期及び手続は適正か。
- (3) 調定漏れはないか。

- (4) 行政財産目的外使用について、貸付（使用許可）期間及び貸付（使用）料その他貸付（使用許可）条件は適正か。

3 契約事務について

- (1) 物品の購入は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 随意契約による場合、その理由は適正か。
- (3) 委託の相手方及び選考方法は適切か。
- (4) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。
- (5) 契約等に反し、受託業務の全部を再委託しているものはないか。
- (6) 「長期継続契約を締結することができる条例」は有効に活用されているか。

4 支出事務について

- (1) 支出の方法は効率的であるか。
- (2) 支出に先立って行う履行の確認（確認検査）業務は適正に行われているか。

第4 監査の実施内容

財務に関する事務が適正かつ効率的に執行されているかを確認するため、次のとおり監査を実施した。

1 書類監査

対象所属から提出された定期監査資料について、書類監査を実施した。

2 実地監査

現金・金券類の取扱い状況及び備品の管理状況について、実地監査を実施した。

3 説明聴取及び質疑

所属長及び所属長の指定する職員が出席し、定期監査資料等に基づき説明聴取を実施した。

第5 監査の結果

前記の方法により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められたが、一部に改善を要する事例が見受けられた。

改善を要する事例については、次のとおりである。

なお、軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略した。

1 収入事務について

(1) 徴収事務を適正に行うべきもの

行政財産使用料（職員通勤用駐車場使用料）について、納期限を記載せずに納入通知書を発行していた。

地方自治法施行令に基づき、適正な事務処理を行われたい。

【浅川支所】

2 団体事務について

(1) 団体の出納事務を適正に行うべきもの

団体事務において、職員の立替払が散見された。

適正な事務処理を行われたい。

【小田切交流センター】